

Title	社会福祉法人の内部留保について：企業との比較を交えつつ
Sub Title	An analysis regarding internal reserves of social welfare corporation : compared with that of commercial enterprise
Author	國見, 真理子(Kunimi, Mariko)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2018
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.61, No.1 (2018. 4) ,p.93- 111
JaLC DOI	
Abstract	<p>社会福祉法人は地域福祉サービスを支える存在として長年公的優遇措置を受けてきた。このような中、規制緩和によって他業種からの社会福祉サービスへの参入が盛んになり、社会福祉法人自身が多額の内部留保を蓄積しているのに対し、新たな社会的課題には消極的な姿勢であり公的優遇に見合った社会還元を十分行っていないのではないかという批判が近年高まっている。</p> <p>だが、そもそも社会福祉法人の内部留保に関する研究はあまりにも少ない。そこで、本稿では社会福祉法人の内部留保の実態とはどのようなものなのか探究することを試みた。</p> <p>まずは、本研究遂行にあたり内部留保の概念整理を行った。内部留保は正式な学術用語ではなく、企業会計・経営分野で研究が発展してきたところであるため、企業会計分野の内部留保概念について最初に取り上げて検討した。その上で、社会福祉法人における内部留保概念について検討した。</p> <p>次に、社会福祉法人の内部留保の実態を把握するために仮説を立てて検証を行った。第一は、社会福祉法人の内部留保は同種企業よりも多いのか。第二は、社会福祉法人の内部留保は規模に比例して増大するのか。第三は、社会福祉法人の内部留保は分野毎に差異があるのか。特に参入規制が多い分野ほど内部留保が蓄積される傾向が強まるのでないか。このような3つの視点から仮説を立てて検証を行った。</p> <p>結果として、第一の点については利益留保の側面から見ると企業に比べて多い傾向にあることが分かった。しかし、資金留保の側面から見るとむしろ少ない傾向にあることが分かった。第二の点については、利益留保及び資金留保のどちらの側面においても、規模に正比例して内部留保は増加する傾向にあることが分かった。第三の点については、分野毎に明確な差異が存在する。つまり、内部留保比率は障害者・児童・高齢者の順番になる傾向があり、仮説とは真逆の結果となることが分かった。</p> <p>そして、今回の研究を通じて問題点であると感じたのは、内部留保把握のために信頼性のある情報を開示できない法人の存在である。近年の法改正などを受けて社会福祉法人には財務情報を含めた情報開示(ディスクロージャー)が義務付けられるようになったが、国民への説明責任という側面で見えた場合、不十分な情報開示(ディスクロージャー)という形でしか未だに対応できていない社会福祉法人が存在する。介護保険料等の公的資金を主な収入源とする収益構造、各種補助金の存在、税制優遇という公的保護の観点から社会福祉法人の存在について考えてみると、公金支出先としての社会福祉法人に対する行政監督や究極的な資金の出し手としての国民の目からの監視は重要であるのに対し、そのような法人側には国民への情報開示(ディスクロージャー)意識が未だ乏しいのではないか。だが、社会福祉法人がこれからも社会から支持される存在であり続けるためには国民に対する情報開示(ディスクロージャー)の重要性は高いものとする。</p>

Notes	黒川行治教授退任記念号#論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20180400-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社会福祉法人の内部留保について*

—— 企業との比較を交えつつ ——

國 見 真理子

<要 約>

社会福祉法人は地域福祉サービスを支える存在として長年公的優遇措置を受けてきた。このような中、規制緩和によって他業種からの社会福祉サービスへの参入が盛んになり、社会福祉法人自身が多額の内部留保を蓄積しているのに対し、新たな社会的課題には消極的な姿勢であり公的優遇に見合った社会還元を十分行っていないのではないかという批判が近年高まっている。

だが、そもそも社会福祉法人の内部留保に関する研究はあまりにも少ない。そこで、本稿では社会福祉法人の内部留保の実態とはどのようなものなのか探究することを試みた。

まずは、本研究遂行にあたり内部留保の概念整理を行った。内部留保は正式な学術用語ではなく、企業会計・経営分野で研究が発展してきたところであるため、企業会計分野の内部留保概念について最初に取り上げて検討した。その上で、社会福祉法人における内部留保概念について検討した。

次に、社会福祉法人の内部留保の実態を把握するために仮説を立てて検証を行った。第一は、社会福祉法人の内部留保は同種企業よりも多いのか。第二は、社会福祉法人の内部留保は規模に比例して増大するのか。第三は、社会福祉法人の内部留保は分野毎に差異があるのか。特に参入規制が多い分野ほど内部留保が蓄積される傾向が強まるのでないか。このような3つの視点から仮説を立てて検証を行った。

結果として、第一の点については利益留保の側面から見ると企業に比べて多い傾向にあることが分かった。しかし、資金留保の側面から見るとむしろ少ない傾向にあることが分かった。第二の点については、利益留保及び資金留保のどちらの側面においても、規模に正比例して内部留保は増加する傾向にあることが分かった。第三の点については、分野毎に明確な差異が存在する。つまり、内部留保比率は障害者・児童・高齢者の順番になる傾向があり、仮説とは真逆の結果となることが分かった。

そして、今回の研究を通じて問題点であると感じたのは、内部留保把握のために信頼性のある情報を開示できない法人の存在である。近年の法改正などを受けて社会福祉法人には財務情報を含めた情報開示（ディスクロージャー）が義務付けられるようになったが、国民への説明責任

* 黒川行治先生、研究がなかなか進まない筆者のような不出来な者に対していつも温かく励まして下さり、誠にありがとうございます。また、本記念号の企画をご担当下さった友岡賛先生をはじめとする商学研究科の先生方、そして筆者の研究活動に対しご支援して下さいの皆様には、この場を借りて御礼申し上げます。

という側面で見えた場合、不十分な情報開示（ディスクロージャー）という形でしか未だに対応できていない社会福祉法人が存在する。介護保険料等の公的資金を主な収入源とする収益構造、各種補助金の存在、税制優遇という公的保護の観点から社会福祉法人の存在について考えてみると、公金支出先としての社会福祉法人に対する行政監督や究極的な資金の出し手としての国民の目からの監視は重要であるのに対し、そのような法人側には国民への情報開示（ディスクロージャー）意識が未だ乏しいのではないかと考える。だが、社会福祉法人がこれからも社会から支持される存在であり続けるためには国民に対する情報開示（ディスクロージャー）の重要性は高いものとする。

<キーワード>

内部留保, 社会福祉法人, 社会福祉事業, 情報開示（ディスクロージャー）

1. 問題意識

近年、社会福祉法人において、組織内で増大化する内部留保が問題視されるようになってきた。そもそも社会福祉法人の主たる活動は非営利かつ公益性のあるものであるため、同種の事業活動を行う企業に比べて優遇措置を受けている。だが、一部の社会福祉法人についてはその公的優遇措置に見合うだけの社会還元活動が不十分であるが故に、内部留保を組織内に過度に蓄積しているのではないかと¹⁾いう批判がなされている。そして、企業においても内部留保が昨今注目を浴びるようになってきている。我が国企業の内部留保は過去最大規模に膨らんでいるのに対し、これを投資や賃上げに有効活用していないのではないかと²⁾いう意見がある。実際、企業業績は2008年のリーマン・ショック前の水準を上回る状況になってきているものの、設備投資や実質賃金はリーマン・ショック前より依然として低い状況が続いてきた²⁾。

確かに、いかなる組織といえども不測の事態に備えて利益の一部を内部に留保すること自体には必要性があり、組織運営の維持継続のためには利益確保とその留保は重要である。内部留保という概念自体、会計学の正式な学術用語というよりも、経営分析手法に関する実務用語として用いられてきたものである。組織内に蓄積される内部留保を巡っては様々な考え方があり、内部留保の把握方法については企業会計や経営学分野において研究が発展してきた。これに対し、社会福祉法人の内部留保概念については、企業ほど議論の蓄積がなされてきたとは言い難い。国家財政が厳しさを増す中、社会保障分野には毎年多額の歳出がなされており、その一環として社会福祉法人にも多額の公金支出がなされているものの、その用途の状況や説明責任に関する研究は未だ少ない。公的資金の使い途に対する国民の関心が高まっているとはいえ、公金支出先ではあるものの一民間法人に過ぎないこともあって、社会福祉法人の情報開示（ディスクロージャー）を通じた国民への説明責任に関する研究は未だ十分でない。

1) 例えば、松山（2011）。

2) 日本経済新聞（2016）。財務省の法人企業統計によれば、2014年度の金融業・保険業を除く日本企業全体の留保利益は24兆円で、利益剰余金は過去最高の353兆円とのことである。

3) 例えば、松原（2013a）、p19。

そこで、本稿では、社会福祉法人の情報開示（ディスクロージャー）について考えるための一つの視点として内部留保の問題を取り上げる。社会福祉法人は批判されているように内部留保を過大に貯め込んでいるのだろうか。社会福祉法人の内部留保は企業に比べて著しく高いものなのだろうか。社会福祉法人は一括りに扱われがちだが、それぞれ専門分野があり、どの分野でも同じような内部留保状況なのかといった問題意識の下、仮説を立てた上で検証を行う。

本稿の構成としては、第2節で先行研究の蓄積がある企業の内部留保概念の整理を行い、第3節では社会福祉法人における内部留保概念についての検討を行う。第4節では、研究方法や対象などのリサーチデザインについて述べる。第5節では、前節の研究方法に基づき社会福祉法人と企業との財務データとの比較を取り入れつつ、社会福祉法人の内部留保に関する仮説を検証する。第6節では全体を踏まえた考察を行う。

2. 企業会計分野の内部留保概念

内部留保概念の解釈については、会計学や経営分析に関する研究者をはじめとした多様な研究主体によって検討が試みられている。そこで、ここでは貸借対照表の項目を基にして、内部留保に対する主要概念の概説と整理を行う。

(1) 公表内部留保

企業会計の最狭義内部留保概念としては、「利益剰余金」に相当する額を内部留保とする考え方がある【図表1】。財務省の「法人企業統計」によれば、利益剰余金とは貸借対照表上の純資産に位置づけられる「当期純利益」から配当金などの社外流出分を除いたものの累積額を指し、これを内部留保と捉える考え方である⁴⁾。つまり、企業が売上から原材料などの諸費用を支払った差額である純利益から株主配当などを支払い、翌期以降の事業活動の原資として最終的に企業内に残った利益であり、これは明瞭に表示可能な状態で公表されていることから「公表内部留保」とも呼ばれる⁵⁾。

だが、本説に対しては以下のような問題点が指摘される。利益剰余金という形での内部留保は、そのすべてが現預金のような流動性の高い資産として組織内に存在しているわけではない。この内部留保は発生主義会計で計測される利益を基に計算されるため、実際の企業内に存在する現金の収入支出差額とは必ずしも一致していない。企業間取引では、製品やサービスの受け渡しと現金授受は同時ではなく、掛取引等で事後的に決済が行われるなど実際の現金授受時期とタイムラグが生じることも多い。また、設備投資を行った場合、実際の現金の支払いは一括でなされたとしても、会計上では、每期減価償却費として計上することで数年にわたって費用化処理がなされるなど実際の支払いと会計上の支払方法に時間差が生じる場合もある。

従って、この内部留保概念は利益が会計制度上の特性や政策に左右されることあって、内部留

4) 財務省「法人企業統計調査結果（平成26年度）」の第4表剰余金の配当の推移、注2。醍醐（2013）、p4。

5) 田村（2014）、p215。

図表1 企業会計の内部留保概念例

1) 利益剰余金（会社計算規則第76条5号） ・利益準備金 ・その他利益剰余金（例：任意積立金，繰越利益剰余金）	} 公表内部留保	} 実質内部留保
2) 資本剰余金（同条4号） ・資本準備金 ・その他資本剰余金（例：資本金及び資本準備金減少差益）		
3) その他資産含み益等（同条7，9号） ・土地の再評価差額金 ・金融商品に係る時価評価差額金等 ・自己株式の調査対象年度中の増減額		
4) 引当金 ・退職給付引当金（同規則第75条2号） ・貸倒引当金（同規則第78条） ・減価償却累計額（同規則第79条）		

出典：江頭（2011），pp606-618，大橋（2005），p201等を基に作成。

保の正確な実質額を示しているとは言い難いところがある。⁶⁾ 公表内部留保にはこのような計測上の限界があるため，資金調達観点から実質的な内部留保を分析するために，以下で述べるような「実質内部留保」という概念が考えられるようになった。⁷⁾

（2）実質内部留保

これは公表内部留保のみならず隠れた利益の蓄積も内部留保に含むとするものである【図表1】。企業の実質内部留保に算定されるものとしては，貸借対照表の貸方に位置する1) 利益剰余金，そして，2) 資本剰余金，3) その他資産含み益等（土地の再評価差額金，金融商品に係る時価評価差額金等，自己株式の調査対象年度中の増減額），4) 各種引当金，及び減価償却累計額⁸⁾といったより広範な勘定科目から構成されるものである。この「実質内部留保」の捉え方については，論者によって（1）の公表内部留保を基に，更にここに挙げた項目の一部のみ含むとする立場からすべて含むとする立場など様々な主張がなされている。

そのため，問題点としては，企業会計における内部留保の捉え方には論者によって多様な思想の下，様々な分類方法が許容されることもあり，逆に誰もが納得するような明確で一義的な定義づけが難しいということが挙げられる。⁹⁾

このように内部留保概念を完全に一つに絞るとするのは難しい状況にあるため，本稿では企業

6) 田村（2014），p214。

7) 同前，p212，216。

8) 谷江（2015），p342。

9) 田村（2014），p214。

の内部留保分析をあくまでも社会福祉法人の内部留保との比較のために行うという研究趣旨に鑑みて、どの論者の立場からも内部留保には含まれるとする点では共通しており、財務省統計では必ず用いられている（1）の利益剰余金から構成される「公表内部留保」を参考指標として用いて、社会福祉法人との比較分析の場面で使用することにする。そこで、次節では、社会福祉法人における内部留保概念に関する概説と整理を行う。

3. 社会福祉法人の内部留保

企業の場合、内部留保に過去の「利益」の蓄積額を含むという点に争いはないが、利益分配を目的としない非営利の公益法人である社会福祉法人においては、営利追求を目的とする企業と異なり、「利益剰余金」という名称の勘定科目は存在しない。だが、社会福祉法人においても、企業と同様に財務諸表を毎年作成することが義務付けられている（社会福祉法第44条2項）。社会福祉法人の財務諸表の中にも、将来の事業資金に転化されるための企業の「利益」に相当するものは存在しており、これは事業継続していく中で貸借対照表上の「純資産の部」に蓄積されていく。そのため、社会福祉法人においても企業のような内部留保を測定することは可能といえる。以下では、社会福祉法人の内部留保概念について、代表的な2つのものを取り上げる。¹⁰⁾

（1）先行研究による内部留保概念の整理

ここでは、企業との比較を行うという点から見て、1）発生源内部留保、及び2）社会福祉充実財産という2つの概念を概説した上で、本研究遂行上の利用可能性についてそれぞれ検討を行う。

1）発生源内部留保

これは、内部留保計測のために外部資金と内部資金を峻別して、後者に位置づけられる内部留保を把握する一つの考え方である。内部留保は、事業体自身の事業活動の結果として生み出される資金の蓄積額から構成される。具体的な計測方法としては、社会福祉法人で用いられる会計基準が施設の種類毎に異なっていた時代の先行研究である明治安田生活福祉研究所（2013）のものが挙げられる。ここでは、高齢者分野に関する先行研究として、介護保険施設に関する内部留保に関して、施設の種別別に、特別養護老人ホーム（以下、「特養」）と介護老人保健施設（以下、「老健」）と療養（病院）型の3パターンの測定方法が示されている。¹²⁾ただし、これまでの施設毎

10) 例えば、松原（2013a）、p19。明治安田生活福祉研究所（2013）、p7。黒木（2014）、p169。

11) 明治安田生活福祉研究所（2013）、p7。

12) 特養とは、介護が常時必要で、在宅では生活が困難になった高齢者が入居できる老人福祉施設である。生活全般において様々な介護を受けながら生活し、基本的に終の棲家として余生を過ごす人が多い。利用対象者は、介護保険法による被保険者で要介護3以上の認定（2015年4月以降の新規申込）を受けた場合である。寝たきりなど介護度が重い、経済的に在宅生活が困難な人から優先して入所できるとされる。他方、老健とは、介護を必要とする高齢者の自立支援、家庭復帰を目指すために、医師の医学的管理の下、看護・介

に異なる会計基準が並存していた状況は、新しい社会福祉法人会計基準（2011年7月公表）によって統一化され¹³⁾、2015年度より新会計基準が強制適用されることになったため、ここでは現行会計基準に合わせた形で修正したものを提示する¹⁴⁾。

$$\text{内部留保} = \text{次期繰越活動増減差額} + \text{その他の積立金}$$

これは企業会計の「利益剰余金」を内部留保として捉える「公表内部留保」のような捉え方である。つまり、内部留保は留保利益として貸借対照表の貸方勘定から算出できるものとして、内部留保の源泉である利益から捉える考え方である。每期計上される利益としては、その都度利益処分として每期分散される各種の「積立金」や未処分のまま次期繰越金となる「次期繰越活動増減差額」に大別される¹⁵⁾。

しかし、この把握方法では組織内に蓄積された剰余資金としてこの内部留保が実質的に存在するのかという問題がある。そこで、以下に述べるような「社会福祉充実財産」という概念が新しく提示されることになった。

2) 社会福祉充実財産

この概念は2016年改正社会福祉法を根拠とするものである。この社会福祉充実財産とは、社会福祉法人の資産から負債を控除した額が事業継続に必要な財産の額を超える部分のことを指す（法第55条の2第1項）。つまり、社会福祉充実財産とは、「活用可能な財産」から「控除対象財産」を差し引いた残額を指す。この考え方の背景には、先述したような社会福祉法人の内部留保に対する批判にこたえるために、国民の税や保険料を原資とする介護報酬や措置費、委託費等により事業を運営している社会福祉法人の公益的性格に照らした社会的責任としてその内部留保の有効活用が求められるようになったことがある。更に、会計的視点から見ると、従来の社会福祉法人制度においては、法人が保有する財産の分類や取扱いに係るルールが必ずしも明確でなく、公益性の高い非営利法人としての財産の用途等について明確な説明責任を果たすことが困難であったことに対する改善施策という意味合いもある¹⁶⁾。

㍷ 介護ケア、リハビリテーションや栄養管理などの日常サービスを併せて提供する施設である。利用対象者は、介護保険法による被保険者で要介護認定を受けた場合で、病状が安定しており入院治療の必要がない要介護度1～5の方で、リハビリテーションを必要とする場合である。

13) 2000年に社会福祉制度改革にあわせて改正された会計基準であったものの、その後の社会経済情勢の変化や旧基準が複数の会計基準の並立を許容していたために煩雑な会計事務等の課題が引き続き存在することになった。このような社会福祉法人の会計基準並存の解消による会計事務の簡素化や社会経済情勢の変化への対応を目的に、2011年7月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局長の連名による第1号「社会福祉法人の新会計基準について」が公表された。

14) 明治安田生活福祉研究所（2013）では、社会福祉法人会計基準統一前の基準で提示されている。老健の場合、内部留保は利益剰余金（老健準則）、療養型の場合、利益剰余金（病院会計準則）として計測している。特養型の内部留保は次期繰越活動収支差額+その他の積立金+（4号基本金（繰越活動収支差額を基本財産に組み入れたもの））から構成されると考えている。

15) 明治安田生活福祉研究所（2013）、p8を参考に現行基準に合わせて計算式の修正を行った。

16) 平成29（2017）年1月24日厚生労働省雇見発=社援発=老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長=社会・援護局長=老健局長通達「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」。

社会福祉充実財産の計算方法は、先述したように

$$\text{社会福祉充実財産（再投下対象財産）} = \text{活用可能な財産} - \text{控除対象財産}$$

である。

活用可能な財産の内訳は、

$$\text{活用可能な財産} = \text{資産の部合計} - \text{負債の部合計} - \text{基本金} - \text{国庫補助金等特別積立金}$$

とされる。つまり、これは現行社会福祉法人会計基準における純資産の部にある「次期繰越活動増減差額」+「その他の積立金」から構成されるものと同額といえる¹⁷⁾。そのため、この部分については社会福祉法人における利益剰余金にあたる部分から構成されると考える点では1)の発生源内部留保の考え方と共通する。

ただし、1)との違いは、内部留保の中には事業に活用する土地、建物等に投資した資産や将来支出が必要となるものも多く、基本的にはこれらは事業継続に必要な財産であって、「活用可能な財産」すべてが余裕財産を意味しているわけではないとして、「活用可能な財産」から「控除対象財産」を除いた有効活用可能な剰余資金の把握こそが重要と考える点である。

なお、控除対象財産の内訳は、

$$\text{控除対象財産} = \text{①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等} \\ + \text{②再取得に必要な財産} + \text{③必要な運転資金}$$

である。

つまり、控除対象財産額は、①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等としての土地、建物、設備等と、②現在の事業の再取得に必要な財産として建替、大規模修繕に必要な自己資金を含み、更に③必要な運転資金としての事業未収金、緊急の支払いや当面の出入金のタイムラグへの対応のための資金を基本に算定するとされる。

そこで、次項ではこれらの社会福祉法人の内部留保概念について、国民向けの一般公表情報を基にした場合、社会福祉法人の財務情報を巡る本研究において利用可能なものかどうか検討する。

(2) 検討

1) 発生源内部留保

この内部留保は、純資産の「次期繰越活動増減差額」及び「その他の積立金」から構成される。現行の社会福祉法人会計基準では貸借対照表上の次期繰越活動増減差額と事業活動収支計算書（企業会計の損益計算書に相当するもの）の次期繰越活動増減差額が一致する点で企業会計と同様の考え方といえ、これは容易に把握することが可能である。「次期繰越活動増減差額」がプラスになる状況とは利益剰余金が存在することに相当するものである。また、「その他積立金」とは、

17) なお、ここでの計測は施設毎ではなく社会福祉法人全体の貸借対照表から計算を行う。

企業会計分野の「任意積立金」のようなものである。企業会計の場合では、会社が定款または株主総会決議で自発的に積み立てるもので、利益その他のなかから積み立てられるものがこれに該当するものと考えられる。これには目的が特定されたものと特定されないものがある。その使用もそれぞれ定款または株主総会により自発的に行うことができる。¹⁸⁾このことから、社会福祉法人の場合においても、「任意積立金」にあたるものを内部留保に含むべきとする点に特に異論はないだろう。

しかし、問題点としては、企業の場合と同様、組織内に蓄積された余剰資金としてこの内部留保が実質的に存在するののかということが挙げられる。つまり、企業会計分野における「公表内部留保」の限界と同様に、「発生源内部留保」では過去から現在までいくらの資金を生み出したかは示しているものの、今現在それが組織内に実質的に利用可能な資金として実在するかは不明だからである。¹⁹⁾

このように内部留保の実質額把握のためには完全な考え方とはいえないものの、企業会計同様、発生源内部留保に含まれる部分は内部留保を計測する上で不可欠なものである点については争いがない。そこで、本稿では内部留保実態把握のために本概念を計測上利用することは有益と考え、後述する仮説検証のための内部留保計測方法の一つとして用いることにしたい。

2) 社会福祉充実財産

問題点としては、社会福祉充実財産算定のために必要不可欠な「控除対象財産」(福祉事業用不動産等、事業再生産に必要な自己資金、運転資金)の計測が困難である点が挙げられる。つまり、一般公表情報からは対象財産には何を入れるべきなのか、そしてそれをどのように正確に測定するのが困難である。例えば、控除項目として挙げられている福祉事業用財産の建替に関する費用や大規模修繕に必要な自己資金の算定が難しいという問題がある。厚生労働省の方針としては社会福祉法人の財産目録から金額が測定されるとしているが、一般公表情報からはこの算定は実質的に不可能といえる。例えば、一般公表情報として福祉医療機構が厚生労働省からの委託で作成している「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」においては肝心の財産目録情報は掲載されていない。更に、財産目録の代替として参考となる「現況報告書」についても当該財産の築年数などの計算上重要な情報が除外された内容しか一般公表されておらず、未だ国民に対する情報開示は十分なされているとは言い難い。つまり、控除対象財産については、特に上記の②「再取得に必要な財産」に該当する建物等の控除対象資産算定にあたって、取得時期や金額の特定、減価償却累計額や、補助金や融資状況等の把握が、現在の一般公表情報レベルでは組織外部者にとって計測困難といえる。そのため、今回の仮説検証に用いる指標として本概念を採用することは難しい。

そこで、本稿では、現行の一般公表情報から測定可能である1)を用いて利益留保としての側

18) 神田, (2007), p251。

19) 松原 (2013a) p20によれば、発生源によって生み出された内部留保は組織内に永続的に蓄積するものではなく、再投資や借入金返済等のため組織外に資金流出させる可能性があるのが一般的だからである。

面から見た内部留保の実態の検証を行う。その上で、実質的な資金留保分としての内部留保を計測することは現行の一般公表情報では難しいため、ここでは代替的に組織が保有する現預金金額を用いて、資金留保分としての内部留保の分析を行うことにする。

次節では、検証するための仮説の提示や対象といったリサーチデザインについて説明する。

4. リサーチデザイン

(1) 検証方法

今回は、以下に挙げるような3つの視点から見た社会福祉法人の内部留保に関する仮説検証に主眼を置く。第一に、社会福祉法人の内部留保について、同種企業との間で比較検証を行うことである。社会福祉法人は多くの優遇措置を受けているが、内部留保は批判されるように企業に比べて果たして過大なものなのかどうか、同種企業との比較を通じて検証する。ここでは利益留保及び資金留保の2つの観点から見た場合について検証する。第二に、規模の経済から見て、社会福祉法人の内部留保比率が高くなるかどうかを検証する。もし、批判されるように、社会福祉法人が内部留保を貯め込む傾向があるとしたら、事業規模が大きくなるほど、規模の経済を利用して内部留保を貯め込むことが一層容易になることが考えられるからである。第三に、社会福祉法人の内部留保は分野毎にどのような傾向になるのかを調べるために、分野横断的な比較検証を行う。先行研究では高齢者に関する研究が中心的であり、他分野との比較については活発な研究がなされてきたとはいえないからである。

そこで、具体的方法としては、以下のような3つの視点から仮説を立てた上で、検証を試みる。

Q1：企業との比較

1-1：利益留保としての側面から見た場合、同種の企業と比較して、社会福祉法人の利益剰余金を用いた内部留保比率が高い傾向にある。

1-2：資金留保としての側面から見た場合、同種の企業と比較して、社会福祉法人の現預金比率が高い傾向にある。

Q2：事業規模から見た比較

2-1：社会福祉法人では規模の経済が働くことで、大規模法人になるほど内部留保を蓄積しやすいので、相対的に内部留保比率が高くなる傾向にある。

2-2：社会福祉法人では規模の経済が働くことで、大規模法人になるほど現預金が蓄積しやすいので、現預金比率が高くなる傾向にある。

Q3：社会福祉法人の分野別比較

3-1：高齢者分野では企業参入が困難な第1種社会福祉事業である居住施設経営法人が中心であるが、企業との競争がある第2種社会福祉事業が中心である障害者や児童分野に比べて、競争圧力が働きにくくなる上、施設維持のためには多額の資金が必要であるため、内部留保比率が高くなる傾向にある。

3-2：高齢者分野の法人の方が、上記理由から、現預金比率が他分野よりも高くなる傾向にある。

(2) 検証対象

本稿の社会福祉法人に関する検証対象分野は、比較可能な一定の法人が存在している特養等を経営する高齢者分野、障害者作業所等を運営する障害者分野、保育園等を経営する児童分野の3つである。先述したように、社会福祉法人の主要な経営領域には高齢者、障害者そして児童の3分野があるのに対し、社会福祉法人の内部留保に関する先行研究では高齢者中心の分析はなされているものの、他の分野と比較する横断的分析は乏しく、未だ社会福祉法人の内部留保の全体像把握が十分なされているとまでは言い難い状況にあるからである。

次に、対象法人としては、川崎市所管の法人を取り上げる。社会福祉法人は基礎的自治体毎に行政上の所管が分かれている²⁰⁾。法人の主な事業活動が同一市町村内で実施されている場合、地元の自治体が法人を所管する。このように基礎的自治体が法人を所管するのが原則であるため、法人に対しては地域密着型の行政監督が可能になる反面、多くの基礎的自治体では分野横断的分析を実施するには少数の法人数しか所管していないため、各自治体所管の法人サンプル数が不足するという問題がある。例えば、東京都港区では12法人が事業活動を行っているが、その一部は東京都所管になっているなど12のすべてが港区の所管というわけではない。その上、データの信頼性の問題もある。本稿では所管する自治体が提供する社会福祉法人の財務情報データを基にしているが、法人によっては貸借対照表の内容が信頼できないものもあるからである。よって、現状では全国規模で信頼性のある社会福祉法人データを統一的に効率的に収集するのは依然厳しい状況にあるといえ、今回は一自治体のサンプル調査という形にした。

本稿の検証対象である川崎市は日本の人口の1.2%を有する政令指定都市という比較的大規模な基礎的自治体であるため、分野横断的な比較検証するためのサンプル数として一定の所管法人数の存在が見込まれる²¹⁾。なお、川崎市の社会福祉法人の分析を行うために用いた財務データは、川崎市及び福祉医療機構 HP で公表されている川崎市所管の社会福祉法人の財務諸表を基にしているが、必要な場合については法人 HP 掲載の情報を適宜参照した²²⁾。川崎市の社会福祉法人数は、

20) 近年の社会福祉法改正によって、所轄の自治体は都道府県レベルから市町村レベルの基礎的自治体に移行される傾向にある。例えば、2013年改正によって従前は都が管轄していた法人も、その主たる事務所が区内にある社会福祉法人であり、その行う事業が区域を越えないものは区が管轄するようになった。さらに、2016年改正では都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限は都道府県から指定都市に移譲されることになった。

21) 川崎市の人口は平成29年11月現在1,504,819人、同時期の日本の総人口は1億2672万人(概算値)である。以上について、川崎市 HP 及び総務省統計局データ参照。

川崎市 HP : <http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000092375.html> (2017/11/28最終閲覧)

総務省統計局 : <http://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.htm> (2017/11/28最終閲覧)

22) 厚労省の行政指導の結果、各地方自治体では管轄の社会福祉法人の財務諸表を公表するようになっている。川崎市の場合、市の HP において所管の社会福祉法人の財務データが公表されている。

川崎市健康福祉局所管の社会福祉法人の情報開示(高齢者及び障害者分野)

図表 2 川崎市の社会福祉法人の分野別分類

所管	分野	法人数 (合計63)
健康福祉局 49法人	大規模法人 (複数事業経営)	6
	高齢者専業	18
	障害者専業	13
	その他 注1)	12
こども未来局 14法人	児童専業 (保育園)	11
	その他 注2)	3

注1)「その他」は、施設経営以外の各地区の「社会福祉協議会(社協)」8法人と「いのちの電話」1法人及び貧困者向けの特設高齢者施設や乳児院の3法人から構成される。

注2)「その他」は、横断分析実施上のサンプル数不足の児童養護施設・乳児院各1法人と特別永住者を対象とする特殊な複数事業経営の1法人から構成される。

「健康福祉局」の所管(高齢者、障害者、その他)49法人、「こども未来局」の所管(児童)14法人の合計63である【図表2】。この中で今回の仮説検証に取り上げた対象法人は、高齢者・障害者・児童施設経営法人の48である。つまり、高齢者と障害者分野を所管する健康福祉局担当法人の内、大規模法人(複数事業経営)6、高齢者専業(特養中心)18、障害者専業(作業所など)13の合計37法人、及び児童分野を所管するこども未来局担当の児童専業(保育園)11法人である。その理由として、社会福祉法人の内部留保貯め込み批判の主な矛先は同種企業と類似サービスを展開している施設経営法人であることや比較検証のためには類似事業経営法人数がある程度必要であることが挙げられる。なお、調査対象年度は直近の2015年3月分から3年分である²³⁾。ただし、児童専業(保育園)法人では2016年3月及び2017年3月末の貸借対照表が非公表の法人が大半であり分野全体の検証が困難であるため、2015年3月分の財務データのみ分析を行った。

他方、企業データについては財務省が毎年公表する法人企業統計を用いた²⁴⁾。対象企業業種は「医療・福祉業」である²⁵⁾。厳密な意味ではこれらは社会福祉法人の業務分野と完全に同一ではないのだが、広義では社会福祉サービス事業として社会福祉法人の競争事業者と考えられるので、

23) <http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-8-27-1-0-0-0-0-0-0.html> (2017/12/03最終閲覧)

同こども未来局の所管の社会福祉法人の情報開示(児童分野)

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000051800.html> (2017/12/03最終閲覧)

福祉医療機構 HP「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」

<http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do> (2017/12/03最終閲覧)

23) どの分野でも同一の会計基準に統一した現行の社会福祉法人会計基準が強制適用されるようになったのは2015年度からである。そのため、現行基準に統一された分としては2年分しか財務データが存在しない。2014年度分は法人によって現行基準と旧基準が併存する状態になっているが、児童(保育園)については所管法人のデータが全部取得できたのは2015年3月までということもあり、あくまでも時系列上の比較のために旧基準法人のデータを現行基準に置きなおして計算している。

24) 財務省「法人企業統計」

<http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/index.htm> (2017/12/03最終閲覧)

25) 法人企業統計業種分類表によると、業種内訳は、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に付帯するサービス業)、保健衛生(健康相談施設、その他の保健衛生)及び社会保険・社会福祉・介護事業(児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)である。

本稿では便宜上このデータを用いている。対象年度としては、2015年3月から2017年3月までの直近3年間の年度末の貸借対照表上の該当財務データを利用する。なお、法人企業統計における一般公表情報は全国合計分のみであるため、対象企業数は全国の約51,500法人である。

そこで、次節では、社会福祉法人の内部留保に関する実態把握のため、3つの視点から設定した仮説の検証を行う。

5. 内部留保に関する仮説の検証

(1) Q1について

仮説1-1：利益留保としての側面から見た場合、同種の企業と比較して、社会福祉法人の利益剰余金を用いた内部留保比率が高い傾向にある。

本仮説は、社会福祉法人の内部留保は批判されるように企業に比べて過大なのか検証するためのものである。ただし、両者の規模は同一ではないため、金額ベースで平均額を算定しても内部留保の実態把握が難しい。そこで、資産規模を調整するため、ここでは総資産を分母にすることで、内部留保比率として両者の比較を行っている。

計算式としては、社会福祉法人については

$$\text{内部留保比率} = \frac{\text{対象法人の発生源内部留保（=次期繰越活動増減差額+その他の積立金）合計}}{\text{対象法人の総資産合計}} \times 100$$

$n = 37$ （3年分のデータが計測可能である川崎市健康福祉局所管の比較対象施設経営法人数）

を用いた。

他方、同種の医療福祉企業については、

$$\text{内部留保比率} = \frac{\text{対象法人の利益剰余金（=利益準備金+繰越利益剰余金+積立金）合計}}{\text{対象法人の総資産合計}} \times 100$$

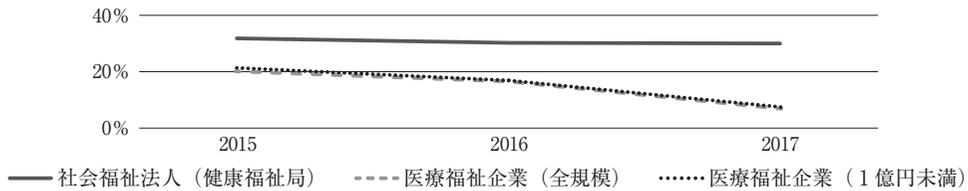
$N = \text{約}51,500$ 1億円未満の企業 $n = \text{約}51,000$ （一部の巨大法人の影響を除外するために資本金1億円未満の場合を測定）

によって算出した。

結果としては、【図表3】のようになった。

社会福祉法人と企業の調査対象法人数や内容には差異があるため、あくまで参考程度であるという点には留意しつつも、過去3年分の内部留保比率について見た場合、健康福祉局の社会福祉法人の内部留保比率の方が同種の企業に比べて高い傾向にある。つまり、社会福祉法人では30%程度と比較的安定しているのに対し、企業側ではせいぜい20%強であり、2017年3月末に至っては内部留保比率が逡減傾向にある。これは、全規模であろうと1億円未満の企業であってもほぼ同じ傾向にある。この理由として、2015年に介護報酬算定がマイナス改定されたことによる経営

図表3 Q1-1：内部留保比率比較



への影響が考えられる²⁶⁾。ところが、企業と同じように算定改定でマイナスの影響を受けているはずの社会福祉法人では内部留保比率にほとんど変化が見られない。これは、社会福祉法人が社会福祉事業に対しては非課税でかつ各種補助金を交付されるといった公的優遇措置によって、介護報酬がマイナスになっても安定的な経営ができるよう制度上厚く保護されていることがその背景にあるものとする。

従って、仮説1-1については、仮説通りの結果となり、利益留保の側面から見ると、社会福祉法人の内部留保比率は企業に比べて高い傾向にあることが検証できた。

次に、資金留保の側面から見た現預金比率についての比較を行った。

仮説1-2：資金留保としての側面から見た場合、同種の企業と比較して、社会福祉法人の現預金比率が高い傾向にある。

算定計算式は、社会福祉法人と企業双方とも共通するものとして

$$\text{現預金比率} = \text{対象法人の現預金合計} \div \text{同前の総資産合計} \times 100$$

である。なお、利用標本数は1-1と同じである。

その結果、全体傾向としては仮説と異なる結果となった。つまり、社会福祉法人の現預金比率が10%強程度と安定しているのに対し、企業側は社会福祉法人に比べると総じて高位に推移している【図表4】。従って、資金留保率については、社会福祉法人の方が全体的に見ると低い傾向にあるといえる。その原因として、企業では急激な経営環境の変化に対応するために、ある程度資金の蓄積を組織内で行っておく必要性が社会福祉法人より高いことが考えられる。つまり、企業には利益に対する納税義務が課せられ、社会福祉法人のような手厚い公的助成が乏しく、介護報酬等の公費算定方法の変更といった外的要因による経営への影響が大きく、それに備えるための現預金をある程度豊富に備えておく必要性が高いということが考えられる。

26) 2015年に介護報酬は平均-2.27%算定に改定された。

図表4 Q1-2：現預金比率比較



(2) Q2について

次に、社会福祉法人の事業規模の違いから見た内部留保の傾向について検証を行う。

仮説2-1：社会福祉法人では規模の経済が働くことで、大規模法人になるほど内部留保を蓄積しやすいので、相対的に内部留保比率が高くなる傾向にある。

社会福祉法人の事業規模の違いから内部留保比率を比較した場合、仮説に沿った結果となった。中小法人を含む全体的な場合と複数事業経営をしている大規模法人に限定した場合とでは異なる内部留保率の傾向にある【図表5】。具体的には、全体平均に比べて、後者の平均の方が総じて高い結果になった。大規模法人の場合、多くの施設を保有することから大規模な固定資産を有しているため、中小法人に比べて総資産規模が大きくなることを考慮したとしても一貫して高い内部留保比率である。そのため、事業規模が大きくなるほど、内部留保が貯まり易い傾向にあることが読み取れる。

従って、社会福祉法人に関しては規模の経済が働きやすく、大規模法人ほど内部留保が蓄積されやすい傾向が強くなるという仮説通りの結果となった。

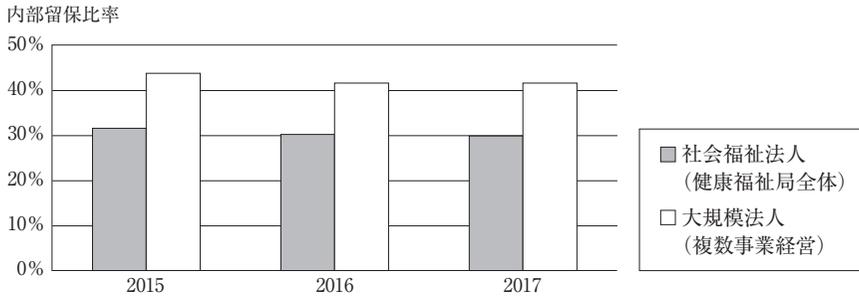
次に、資金留保の観点から同様の仮説を検証してみる。

仮説2-2：社会福祉法人では規模の経済が働くことで、大規模法人になるほど現預金が蓄積しやすいので、現預金比率が高くなる傾向にある。

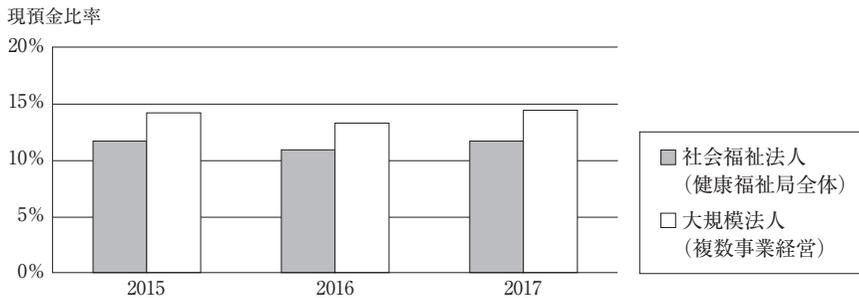
資金留保の観点についても、社会福祉法人の場合、大規模化するほど現預金比率がやや高くなる傾向にあり、仮説通りの結果といえる【図表6】。つまり、2-1の仮説と同様、大規模法人ほど現預金比率が高く、組織内部に資金を貯め込む傾向が強まる。

従って、2-1と2-2より、社会福祉法人については、規模の経済が働き、大規模法人化するほど内部留保が貯まり易く、経営的に資金繰りに余裕がある傾向が強まることが考えられる。

図表5 Q2-1：社会福祉法人の内部留保と事業規模との関係



図表6 Q2-2：社会福祉法人の現預金と事業規模との関係



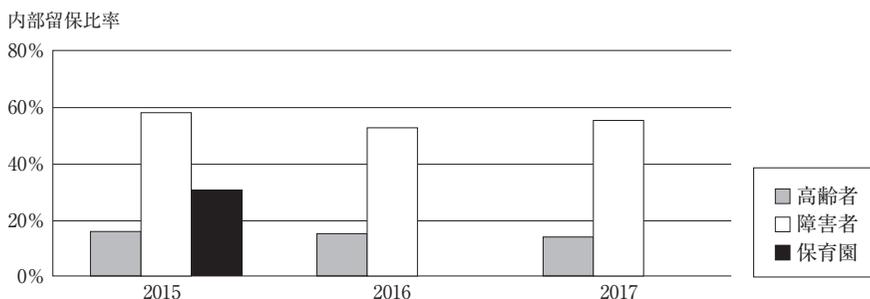
(3) Q3について

仮説3-1：高齢者分野では企業参入が困難な第1種社会福祉事業である居住施設経営法人が中心であるが、企業との競争がある第2種社会福祉事業が中心である障害者や児童分野に比べて、競争圧力が働きにくくなる上、施設維持のためには多額の資金が必要であるため、内部留保比率が高くなる傾向にある。

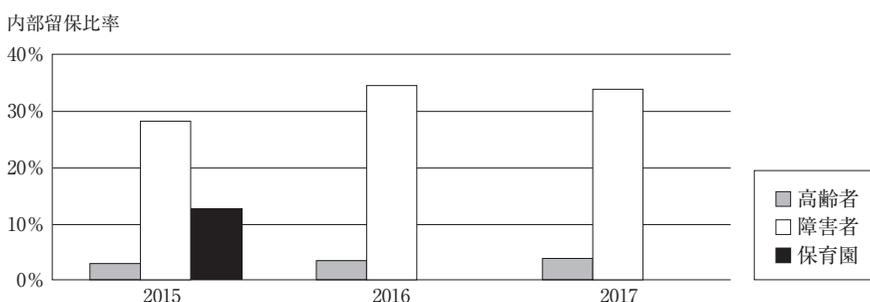
ここでは、社会福祉法人を分野横断的に見た場合の内部留保の検証を行う。理由として、規制緩和の潮流下においても、特養のような第1種社会福祉事業に該当する高齢者向け居住施設経営では、企業等による事業参入が実質的に禁止されている。これに対し、第2種社会福祉事業に該当する保育園や障害者の自立支援施設には企業等との競争圧力が働いている。そこで、保育園や障害者施設と比較した場合、競争圧力が少ない高齢者向け居住施設を経営する社会福祉法人の方が高い内部留保比率になるものと考えられるからである。このような観点から、最初に平均値から見た場合について検証する。次に中央値から見た場合の検証を行う。平均値の場合、極端に金額に違いがある法人が一部含まれることによって数値が影響を受けやすいからである。中央値ではそのような影響が軽減されるため、標準的な法人の内部留保状況を知るために必要と考える。

計算式としては、Q1と同じく

図表7 Q3-1：分野別内部留保比率（平均値）



図表8 Q3-1：分野別内部留保比率（中央値）



内部留保比率 = 対象法人の発生源内部留保 (= 次期繰越活動増減差額 + その他の積立金) 合計
 ÷ 対象法人の総資産合計 × 100

n = 42 (高齢者18, 障害者13, 保育園11)

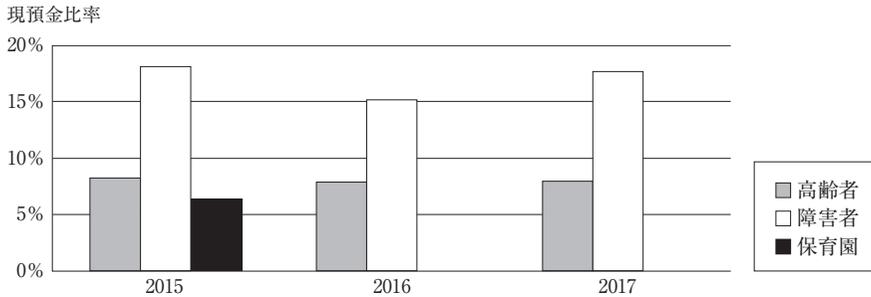
を用いている。

ここでは仮説と真逆の結果となった【図表7・8】。まず、平均値について見ると、高齢者専門法人の場合、全体的に10%~20%の範囲内にあるのに対し、障害者ではコンスタントに50%以上と高く、保育園については2015年分しかないものの、30%程度である。そのため、仮説と異なり、第2種社会福祉事業の方が高い内部留保比率になる傾向がある【図表7】。

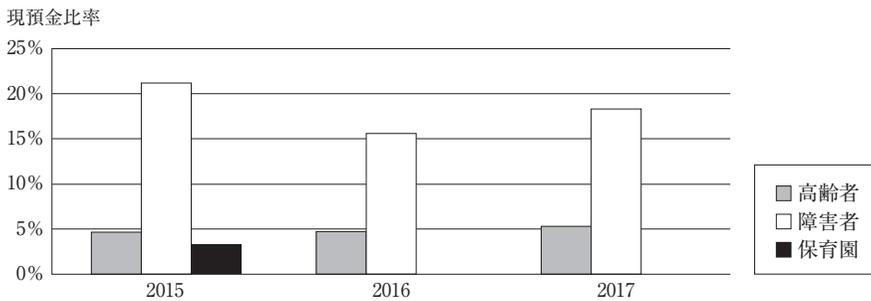
この点は、中央値で見た場合についても、同様の結果になる【図表8】。

社会福祉法人全体で見た場合、先述したように、同種の企業に比べて内部留保比率が高い傾向にある。だが、比較的小規模の高齢者専門法人については、過度に内部留保を貯め込んでいると批判されるほど高い内部留保比率とはいえず（平均値は15%前後、中央値では3%前後）、仮説は成立しないという結果になった。その理由としては、相対的に高い内部留保比率である障害者施設や保育園は居住施設を持たないところが一般的であるため、総資産規模では居住施設を保有する高齢者施設と比べて総資産規模が小さく、高齢者施設のような大規模修繕費等の施設維持費用が比較的にかからないなど各種のコストを抑えた事業運営が可能であることが考えられる。

図表9 Q3-2：分野別現預金比率（平均値）



図表10 Q3-2：分野別現預金比率（中央値）



仮説3-2：高齢者分野の法人の方が、上記理由から、現預金比率が他分野よりも高くなる傾向にある。

現預金比率については、高齢者専門法人が平均値と中央値のどちらも5%～8%程度で推移しているのに対し、障害者は15%～20%前後、保育園は5%前後である。よって、仮説と異なり、他の専門法人と比べて高齢者専門法人の方が高いとはいえない検証結果となった【図表9・10】。

理由としては、高齢者施設では多くの従業員を雇用するなど運転資金として多額の現預金が必要であるため、保有現預金額自体は他法人と比較して少なくないのだが、居住用不動産を保有することが一般的であり総資産規模は大きくなる。そのため、現預金額を総資産で割った現預金比率で見ると、他の分野に比べて高いとはいえないことが挙げられる。

以上のように高齢者専門法人が内部留保比率及び現預金比率のどちらも他分野の法人に比べて高くない理由としては、人件費や修繕費用などの支出分が多いものの、小規模専門法人では規模の経済が働きにくいこともあって、構造的に利益が貯まりにくいことが推察される。従って、このような検証結果から見ると、参入規制の高さと内部留保の蓄積傾向は比例しないといえる。

次節ではこれまでの研究を振り返りながら、全体的な考察を行うこととしたい。

6. おわりに

社会福祉法人の内部留保とは一部で批判されるように過大なものなのだろうか、本稿ではこの疑問をきっかけに社会福祉法人の内部留保の実態についての調査を試みた。ここでは企業との比較を交えつつ、川崎市の社会福祉法人のデータを用いて仮説検証を行った。その結果、興味深い特徴が見られた。企業と比較した場合、利益留保の側面から見ると社会福祉法人の内部留保比率は企業に比べて高い傾向にあるものの、資金留保の側面から見ると現預金比率ではむしろ低い傾向にある。このことから、公的優遇措置の下、社会福祉法人の利益留保比率は高くなりやすいものの、その多くは持続的経営のために必要な施設維持の積立資産等の形に姿を変えていて、現預金という形で保有している部分はさほど多くないことが推察される。むしろ、公的優遇による保護が乏しい企業の方が急激な経営環境変化に備えて、現預金は多めに保持する傾向が強いといえる。次に、社会福祉法人には規模の経済が働くことで、大規模法人ほど内部留保を貯め込む傾向にあるのかについて検証した。これについては、規模が大きくなるほど利益留保と資金留保双方の面で貯め込む傾向が強まることが検証できた。その上で、社会福祉法人の分野毎に内部留保の状況に差異があるのかを検証した。民間参入が困難で公的保護が厚い分野ほど多くの内部留保を貯め込むのではないかという仮説を立てて検証したところ、仮説とは逆の結果となった。つまり、第1種社会福祉事業として社会福祉法人以外の業務展開が実質的に禁止され、制度上では手厚く保護されているはずの高齢者専門法人の方が、企業等からの競争圧力がある障害者や児童（保育園）といった他分野の専門法人に比べて内部留保比率や現預金比率は低い、若しくは同程度の傾向にある。障害者や児童（保育園）の場合、第2種社会福祉事業ということで民間参入が認められている分野であるのに対し、このような格差が発生していて、障害者分野などむしろ突出して高い内部留保比率であることからすれば、納税義務のある企業やNPOのような競争事業者とのイコールフットINGの面から批判が高まる可能性もありえよう。他方、高齢者分野については、例えば、特養は第1種社会福祉事業であるが、特に内部留保や現預金比率が高いとはいえない小規模専門法人の場合、内部留保を過度に貯め込んでいるような法人はむしろ少ないように思われる。今後の地域福祉サービスの実践のための事業の持続性という点で見ると、非営利法人である社会福祉法人制度の存在意義はあるものと考えられる。

このように本稿では社会福祉法人の内部留保を巡る問題の検討を行ったが、川崎市の法人の財務情報の調査を通じて、別の問題点が浮かび上がってきた。それは、情報開示（ディスクロージャー）の在り方と開示情報の信頼性の問題である。例えば、児童分野では会計基準変更後の2015年度以降の新基準で作成しなくてはならない財務諸表を未だ公表できない法人が過半数にのぼること、福祉医療機構のデータベース上に貸借対照表の借方貸方の合計がそれぞれ0になっている施設運営中の法人が存在すること、貸借対照表がアンバランスシートになっている法人も存在することなど、法人の開示情報自身の信頼性に対する問題が散見された。

2016年の社会福祉法改正によって社会福祉法人のガバナンス、情報開示（ディスクロージャー）

そして行政監督権限等の複合的な面の規制が強化され、余裕資金に相当する内部留保の社会還元が求められるようになったことは法人制度改善の取り組みとして評価できよう。介護保険料等の公的資金を主な収入源とする収益構造、各種補助金の存在、税制優遇という観点から社会福祉法人の存続という側面を考えると、公金支出先である同法人に対する行政監督や究極的な資金の出し手である国民の目による監視は重要である。そのためにも社会福祉法人の情報開示（ディスクロージャー）の改善の必要性は未だ高いものとする。

参 考 資 料

- [1] 江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣、第4版、2011年
- [2] 大橋英五『経営分析』大月書店、2005年
- [3] 川崎市 HP
<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000092375.html> (2017/11/28最終閲覧)
- [4] 同健康福祉局所管の社会福祉法人の情報開示（高齢者および障害分野）
<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-8-27-1-0-0-0-0-0-0.html> (2017/12/03最終閲覧)
- [5] 同こども未来局の所管の社会福祉法人の情報開示（児童分野）
<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000051800.html> (2017/12/03最終閲覧)
- [6] 神田秀樹『会社法』有斐閣、2007年
- [7] 黒木淳「社会福祉法人における内部留保の実態分析」経営研究第65巻3号、165-178、2014年
- [8] 厚生労働省、第87回社会保障審議会介護給付費分科会議事録<資料3>の貸借対照表例を基にした報告(2011/12/5)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001z7hf.html> (2017/03/06最終閲覧)
- [9] 厚生労働省、第15回社会保障審議会福祉部会「社会保障審議会福祉部会報告書：社会福祉法人制度改革について」(2015/02/12)
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000074094.pdf (2017/03/06最終閲覧)
- [10] 厚生労働省、社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会向け資料「社会福祉充実財産」の有効活用について<資料5>(2016/11/28)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000144147.pdf> (2017/03/06最終閲覧)
- [11] 財務省「法人企業統計」
- [12] 醍醐聰「内部留保税：その根拠と社会的意義」會計第184号第1号、1-15、2013年
- [13] 谷江武士「内部留保の構成」小栗崇資他編著『内部留保の研究』唯学書房、2015年
- [14] 田村八十一「内部留保会計の展開と内部留保分析の検討」竹田範義・相川奈美編著『会計のリラティヴィゼーション』創成社、2014年
- [15] 日本経済新聞「内部留保の解剖（1）過去最高、事業活動の原資」、18、2016年2月27日
- [16] 福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」
<http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukai/pub/PUB020000E00.do> (2017/12/03最終閲覧)
- [17] 松原由美a「特養の内部留保に関する一考察（上）」社会保険旬報2523、18-23、2013年2月
- [18] 松原由美b「同上（下）」社会保険旬報2524、24-30、2013年3月
- [19] 松山幸弘「黒字ため込む社会福祉法人：復興事業への拠出議論を」日本経済新聞、23、2011年7月7日
- [20] 明治安田生活福祉研究所「介護老人福祉施設等の運営及び財務状況に関する調査研究事業報告書」2013年
- [21] 守永誠治『社会福祉法人の会計』税務経理協会、1991年